

国土利用計画平泉町計画

－第4次－

令和3年3月

平 泉 町

目次

前文	1
1 町土地利用の現状と課題	2
(1) 町土地利用の現状	2
(2) 町土地利用をめぐる基本的条件の変化と取り組むべき課題	2
2 町土の利用に関する基本構想	4
(1) 町土地利用の基本方針	4
(2) 利用区分別の町土地利用の基本方向	5
(3) 地域類型別の町土地利用の基本方向	7
3 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	9
(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	9
(2) 地域別の概要	10
4 本計画を達成するために必要な措置の概要	12
(1) 土地利用関連法制等の適切な運用	12
(2) 町土の保全と安全性の確保	12
(3) 持続可能な町土の管理	12
(4) 環境の保全と美しい町土の形成	12
(5) 土地の有効利用の促進	14
(6) 土地利用転換の適正化	15
(7) 町土に関する調査の推進	15
(8) 計画の効果的な推進	15
(9) 多様な主体との連携・協働による町土の有効利用	16
土地利用現況図	17
土地利用構想図	18
参考資料	
(1) 町土の利用区分の定義	20
(2) 主要指標の見通し	22
(3) 利用区分ごとの規模の目標	22
(4) 利用区分別土地利用面積の推移（H21～R1）	23
(5) 利用区分別土地利用面積の推移（構成比：H21～R1）	23
(6) 農地面積の推移と目標	24
(7) 森林面積の推移と目標	25
(8) 水面・河川・水路面積の推移と目標	26
(9) 道路面積の推移と目標	27
(10) 宅地面積の推移と目標	28
(11) その他の面積の推移と目標	29
(12) 地目転換マトリックス表（R1～R12）	30

前 文

この計画は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、平泉町の区域における国土（以下「町土」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものであり、町土の総合的かつ計画的な利用を図るための指針とするもので、同法第8条第2項の規定により、国土利用計画岩手県計画（第五次）を基本とし、第6次平泉町総合計画基本構想に即して策定するものです。

なお、この計画は、社会経済情勢等の変化に対応し、必要な見直しを行うものとします。

1 町土地利用の現状と課題

(1) 町土地利用の現状

本町は、東西に 16.15 km、南北に 8.51 km と東西に長く、岩手県の南部に位置し、北は奥州市、南は一関市と接しており、町の中央部には北上川が南北に流れ、その流域の両側に田園地帯が広がっています。

気候は、北上山地と奥羽山脈に挟まれているため内陸性の気候で、年間降水量は 1,134.5 mm、年平均気温は 12.2℃ と県内では比較的温暖な気候となっています。

令和元年（本計画の基準年次）における本町の町土の総面積は 63.39 km² となっています。

土地利用の状況は、令和元年では、農地が 22.6%、森林が 48.7%、水面・河川・水路が 5.0%、道路が 7.0%、宅地が 4.1%、その他が 12.6% となっています。

平成 21 年から令和元年までの町土地利用の推移をみると、農地や森林としての土地利用が減少している一方、宅地やその他（雑種地や耕作放棄地など）などの土地利用が増加しています。

(2) 町土地利用をめぐる基本的条件の変化と取り組むべき課題

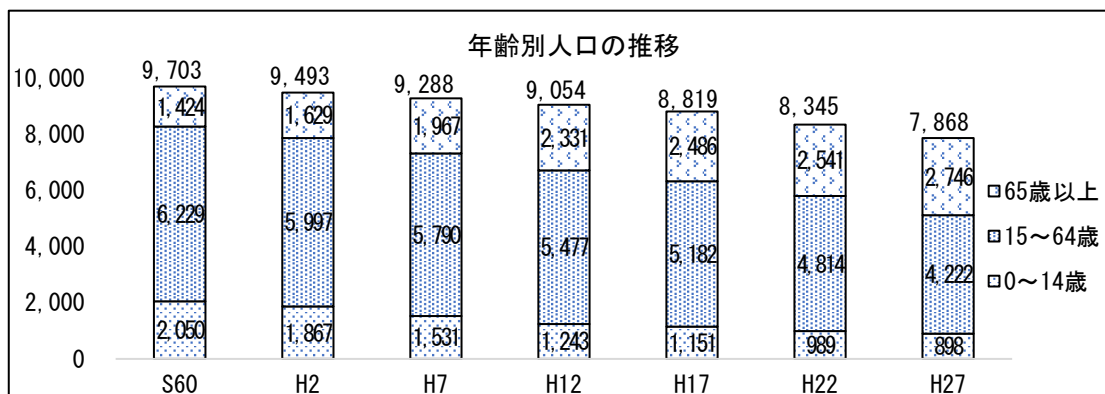
今後の町土地利用に当たっては、次のような基本的条件の変化を考慮し、その課題に取り組んでいく必要があります。

① 人口減少による町土への影響

本町の人口は、昭和 60 年以降減少し続けており、今後 10 年間は、人口規模が縮小するとともに、生産年齢人口や年少人口の割合が減少し、高齢人口の割合が増加する、少子高齢化の進行が見込まれます。

人口の減少と高齢化に伴い、空き家が増加し、農林業の担い手不足などにより耕作放棄地や管理の不十分な森林が増加することで、低未利用地の増加が見込まれ、土地の利用効率の低下が懸念されます。

町土の適切な利用と管理のために、人口減少対策はもとより、空き家対策、農業担い手への農地集積・集約や地域協働による農地等の保全管理など、町土を荒廃させない取組を進めていくことが重要な課題となります。



② 自然環境の変化に対応した防災対策

近年では、異常気象による台風や暴風雪、地震などにより、全国的に災害に見舞われています。本町の周辺においても、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震（マグニチュード7.2）、平成23年3月の東日本大震災（マグニチュード9.0）が発生しており、大規模な自然災害に対する町土の安全性強化の要請が高まっています。安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策の強化とともに、地域防災体制のより一層の充実が求められています。

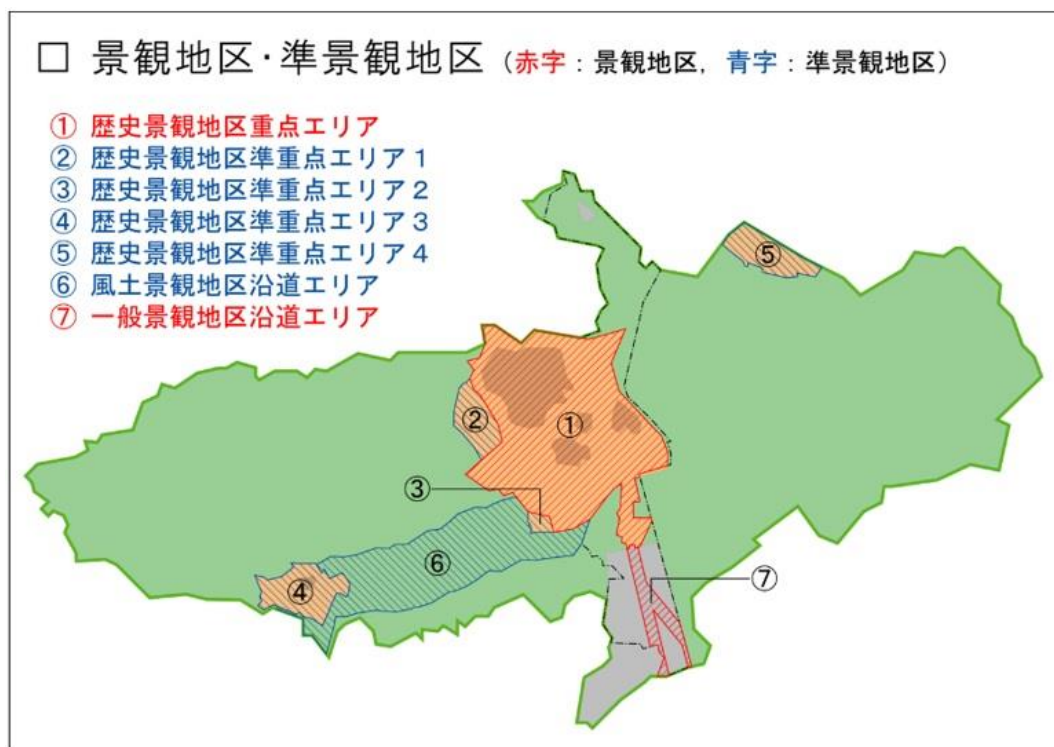
③ 自然との共生と自然環境保全への意識の高まり

地球温暖化による近年の気候変動は、私たちの生活や自然の生態系にさまざまな影響を及ぼしています。また、開発行為による生態系への影響が懸念されており、限りある資源を有効活用するために、自然環境の保全と里地里山の保全・再生への町民の意識が高まっています。

このため、土地利用に当たっては、自然との共生と自然環境を保全するための循環型社会の形成を基本とすることが求められています。

④ 文化財と文化的景観の保存継承

「世界遺産平泉」を構成する貴重な文化財を守るとともに、これらの文化財と自然景観、農村景観が一体となった文化的景観を、町の財産として守り継承していくことが求められています。



2 町土の利用に関する基本構想

(1) 町土利用の基本方針

町土は、現在及び将来における町民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通じる諸活動の共通の基盤です。

第6次平泉町総合計画基本構想においては、「輝きつむぐ理想郷ーいにしへの歴史と希望ある未来、そして人を育むまちー」を将来像に掲げ、町民主体、地域資源の活用、自然と歴史の保全、古都平泉の文化の継承を基本方針として、持続的発展が可能なまちづくりを進めることとしています。

この平泉町総合計画で示された施策に即して、町土の利用においては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と町土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとします。

本計画においては、町土利用上の諸課題を踏まえ、以下の基本方針により、より良い状態で町土を次世代へ引き継ぐことができる「持続可能な町土管理」の実現を図ることとします。

① 土地需要の量的調整

ア 都市的土地利用

低未利用地の有効利用を促進し効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成を図ります。

イ 自然的土地利用

町土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を推進します。

また、優良農地を確保し、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図ります。

ウ 土地利用の転換

人口減少や担い手不足による耕作放棄地の増加が見込まれますが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等に影響を及ぼすことから、農地、森林、宅地などの相互の土地利用の転換については、慎重な配慮のもとで計画的に行うものとします。

② 町土利用の質的向上

ア 安全・安心を実現できる町土利用

災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な町土利用を基本に、農地や森林の持つ町土保全機能の向上を図ります。

また、インフラ施設の整備・補修などによるハード対策と防災組織の機能向上などによるソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を推進し、防災拠点の整備、被害拡大の防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、電気、上

下水道、通信、交通等のライフラインの多重性・代替性を図るなど、町土の安全性を総合的に高める取組を推進します。

イ 自然との共生と循環型社会を推進する町土利用

自然環境における健全な生態系を維持・回復し、社会活動と自然との共生を図ります。

また、再生可能なエネルギー・資源の利用を基本とする循環型社会を推進し、環境負荷の低減を図り、「低炭素」・「循環」・「自然共生」が統合された社会の実現に向けた町土利用を推進します。

ウ 美しい景観を保全し継承していく町土利用

平泉の文化的景観は、史跡だけでなく周囲の自然地形を含むものであり、自然の中に人為的造形が溶け込み共生しているという特徴があります。平泉町景観計画に即した町土利用を推進し、地域の自然的・社会的条件などを踏まえた美しい景観の保全・形成・継承を推進します。

③ 複合的な施策と多様な主体の取組の推進

町土に多面的な機能を発揮させるためには、町土の適切な管理と荒廃させない取組を進めていくことが重要となるため、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進めていくことが必要となります。

また、農地の保全管理や森林づくり、河川の美化活動など、地域住民が主体となる取組や民間企業等の参画などを推進し、地域との合意形成を築きながら土地利用の総合的な調整を図ります。

(2) 利用区分別の町土利用の基本方向

利用区分別の町土利用の基本方向は、以下のとおりとします。

なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、「安全・安心を実現できる町土利用」、「自然との共生と循環型社会を推進する町土利用」、「美しい景観を保全し継承していく町土利用」といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意する必要があります。

① 農地

農地は、食料の安定供給に不可欠な生産基盤であることから、地域の実情に応じて農地の大区画化や農地の集積・集約を推進し、農地の効率的な利用と生産性の向上に努め、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図ります。

都市における農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、保全を視野に入れ、計画的な利用を図ります。

② 森林

森林は、木材生産機能だけでなく、水源かん養や生物多様性の保全、土砂災害の防止、さらには保健休養など多面的機能を有しており、森林の持つ二酸化炭素の吸収による地球環境保全機能を有することから、これらの公益的機能を十分に発揮させるよう、森林の適切な管理と保全を図ります。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、緑地としての保全を図ることとし、農村周辺の森林については、地域社会の活性化等に配慮しつつ、適正な利用を図ります。

また、本町は、観光地としての特色が強いことを踏まえ、特別史跡指定地周辺の森林及び町中心部から直接的な視認対象となる駒形山、束稲山、観音山と連なる斜面部分については、重要な観光資源及び風致景観として、その保全に努めます。

③ 水面・河川・水路

水面と河川については、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間など、多様な機能の維持・向上を図るとともに、北上川を中心に治水事業の促進を図るなど、災害防止などに配慮した整備を行い、安全で多目的な利用を図ります。

また、より安定した水供給のため、水資源の確保を図ります。

水路については、農業用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。

④ 道路

一般道路については、地域間の交流・連携を促進するため、優先度を勘案しながら計画的に整備を進めることとし、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の有効利用を図ります。

整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮したうえで、道路の安全性、快適性や防災機能の向上を図ります。

また、町中心部においては、道路緑化の推進と歴史的な環境にふさわしい街路環境の形成を図り、良好な沿道環境の保全・創造に努めます。

農道及び林道についても、自然環境の保全に十分に配慮したうえで、農林業の生産性向上並びに農地や森林の適正な管理を図るため、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。

⑤ 宅地

住宅地については、秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図るとともに、空き家の有効活用を誘導するなど住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図ります。

工業用地については、ものづくり基盤産業の高度化や地場産業の振興を図るため、

自然環境と景観の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。

事務所・店舗用地などの宅地については、中心市街地における商業の活性化と良好な環境の形成に配慮しながら、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して必要な用地の確保を図ります。

⑥ その他

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、町民の生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、景観及び環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図ります。

また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮します。

工場跡地などの低未利用地については、居住用地や事業用地としての再利用を促進し、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図ります。

耕作放棄地については、所有者等による適切な管理に加え、農業法人や集落営農への管理委託の推進など、農地としての活用を促進します。

(3) 地域類型別の町土地利用の基本方向

町土の地域類型は、「都市」、「農村」、「自然維持地域」とし、これらの町土地利用に当たっての基本方向は、以下のとおりとします。

なお、これらの地域の相互の関係性を考慮して、相互の機能分担、交流・連携といった地域間のつながりを考慮するものとします。

① 都市（商業ゾーン、工業ゾーン）

医療施設、福祉施設、商用施設など、都市機能を増進させる施設の集積を推進しつつ、土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効活用を促進します。

宅地化等の開発を図るべき区域においては、地域の合意を踏まえ、計画的に良好な市街地等の整備を図るとともに、農地や森林などの自然的土地利用からの転換については、慎重な配慮のもとで計画的に行うこととします。

住宅地においては、環境負荷が少なく、安全で暮らしやすい住環境の整備を推進するとともに、低未利用地や空き家の有効活用により土地の効率化を図り、定住を推進します。

また、農村との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。

都市防災については、災害時の避難場所やオープンスペースの確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図ります。

都市の景観にあっては、史跡周辺の地形と景観に配慮しつつ、街路や建築物、自然景観が融合した歴史的・文化的な街並みづくりを推進します。

ア 商業ゾーン

中心市街地の活性化のため、空き店舗の有効活用を推進します。

また、交通ネットワーク等の充実により、子どもや高齢者、観光客なども利用しやすい環境の整備を推進します。

イ 工業ゾーン

町民所得の向上、就業機会の確保、地域人口の定住化を図るため、自然環境と景観の保全等に配慮しつつ必要な用地の確保を図ります。

② 農村（農業ゾーン）

ア 農地と森林の適切な管理

農地や森林の持つ町土保全機能の向上を図るため、優良農地や森林を確保し、その整備と利用の高度化を図るとともに、地域住民を含む多様な主体の参画等により、町土資源である農地と森林の適切な管理を促進します。

イ 農地の効率的利用

農業の担い手の確保や生産基盤の整備等により、経営体質の強化を進め、効率的かつ安定的な農業経営体の育成と農地の利用集積を推進します。

また、耕作放棄地や荒廃森林の発生防止と復元に努めるとともに、空き家の再生についてもその有効利用を図ります。

ウ 農村景観の保全

二次的自然としての農村において、生態系の維持・形成を図り、美しい農村景観の保全を推進します。

エ 農業生産活動と生活環境の調和

農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

③ 自然維持地域（森林ゾーン）

ア 自然環境の適正な保全

自然維持地域については、生態系ネットワークの中核的役割を果たすことから、野生生物の生息・生育地の適切な配置や連続性を確保しつつ、外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、自然環境が劣化している場合は、再生を図ること等により、適正に保全します。

イ 自然環境の活用

自然の特性を踏まえつつ、適正な管理のもとで、自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農村との適切な関係の構築を通じて、自然環境の活用を進めます。

3 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 及びその地域別の概要

(1) 町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- ① 基準年次及び目標年次
(基準年次) 令和元年 (計画の目標年次) 令和 12 年
- ② 目標年次の人口及び世帯数
(令和 12 年) 人口 6,241 人、世帯数 2,324 世帯
- ③ 町土の利用区分
「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」、「宅地」及び「その他」の地目別区分
- ④ 町土の利用区分ごとの規模の目標
利用区分別の町土の現況と変化についての調査に基づき、将来人口や各種計画などを前提として、必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い定めるものとします。
- ⑤ 町土の利用に関する基本構想に基づく令和 12 年の利用区分ごとの規模の目標

【町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標】

(単位：ha、%)

区 分	R1	R12	構成比		増減	比率 R12/R1
			R1	R12		
農地	1,430	1,373	22.6	21.7	△ 57	96.0
森林	3,086	3,084	48.7	48.7	△ 2	99.9
原野等	0	0	0.0	0.0	0	—
水面・河川・水路	319	317	5.0	5.0	△ 2	99.4
道路	447	460	7.0	7.2	13	102.9
宅地	257	262	4.1	4.1	5	101.9
住宅地	190	192	3.0	3.0	2	101.1
工業用地	12	14	0.2	0.2	2	116.7
その他の宅地	55	56	0.9	0.9	1	101.8
その他	800	843	12.6	13.3	43	105.4
合 計	6,339	6,339	100.0	100.0	0	100.0

※人口集中地区（市街地）の設定はなし。

※上記の数値については、今後の経済社会の動向に応じて弾力的に理解されるべき性格のもの。

(2) 地域別の概要

① 地域別の利用区分ごとの規模の目標

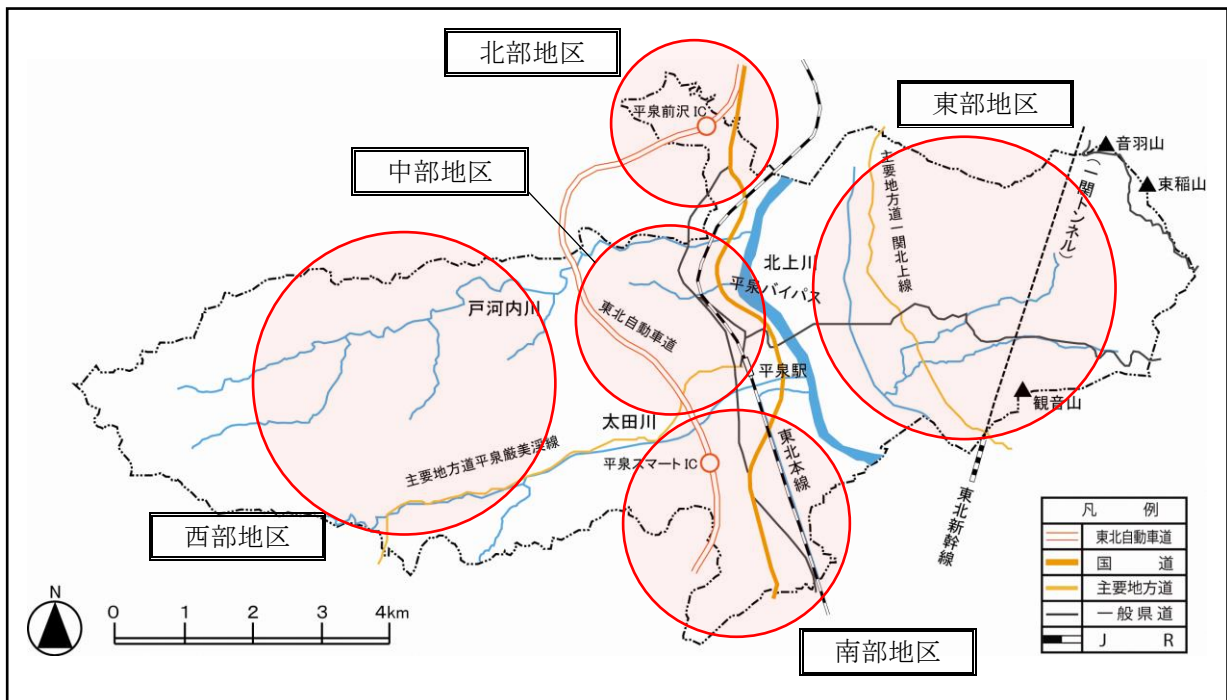
土地、水、自然などの町土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ地域間の均衡ある発展が図られるように設定しました。

② 地域の区分

本町における自然的、社会的、経済的諸条件及び歴史的背景を考慮して、東部地域、西部地域、北部地域、南部地域、中部地域の5つの地域に区分します。

地域名	地域区分の説明
東部地域	本町の東部、北上川の左岸に位置し、東稲山の西麓丘陵地には農村集落が散在します。 また、北上川低地には水田が広がっており、この水田は北上川治水事業に伴い、増水時は遊水地として利用されます。
西部地域	本町の西部に位置し、大部分が森林として利用されている丘陵地です。 太田川、戸河内川に沿った低地には水田が細長く伸び、農村集落が点在しています。 西端部は起伏のない台地状の地形をしており、牧場として利用されています。
北部地域	本町の北部に位置し、北上川、衣川沿いの低地は水田として利用され、東北自動車道・平泉前沢インターチェンジ周辺は丘陵地となっています。
南部地域	本町の南部に位置し、国道4号沿いの低地は、住宅地、商業地、水田等に利用されています。
中部地域	本町の中央部に位置し、北上川低地の農地が広がる中で県道三日町瀬原線に沿って都市的な土地利用がなされています。 本町の中心市街地が形成されており、人口及び商業機能の集積が高く、また、世界遺産を構成する中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山の5資産のほか柳之御所遺跡などの重要な史跡が数多く残されており、観光客が多く訪れる地域でもあります。

【地域区分図】



ア 東部地域

北上川沖積低地と中山間地に農地が存在し、北上川沖積低地に広がる農地においては、圃場整備が行われ、大規模農地の分布が見られます。中山間地における農地は、田と果樹畑の割合が高く、小規模かつ不整形な農地の非農地化の進行が見られ、農地の減少が見込まれます。

また、この地域の主要地方道一関北上線沿い及び県道相川平泉線沿いでは、商業地や住宅地が形成されおり、農地と宅地が混在する農村地域となっています。

イ 西部地域

本地域では、森林が広く占めています。また、太田川流域の低地では、農地と住宅地が混在する農村地域となっており、農地から住宅地への転換も見込まれることから、農地の減少が見込まれます。

ウ 北部地域

本地域には、東北自動車道・平泉前沢インターチェンジ及び瀬原工業団地があり、付近は丘陵地のため森林の分布が見られます。

また、幹線道路が交差する地域で交通の利便性の良さから、住宅地や商業地が形成され、農地との混在が継続するものと見込まれます。

エ 南部地域

本地域を南北に貫く国道4号は、本町の基幹交通軸となっており、沿線に住宅地や郊外型の店舗が形成されています。

また、本地域では、平泉スマートインターチェンジの整備を行っており、道路の増加と周辺地域の商業施設開発に伴うその他の宅地の増加により、農地の減少が見込まれます。

オ 中部地域

地理的及び社会的に本町の中心にある本地域は、平泉駅を軸として中尊寺、毛越寺などの史跡や道の駅などを周遊する観光拠点となっており、住宅地や商店街が形成されています。

本地域は、歴史景観地区に指定されており、遺跡の復元整備などが行われています。

また、社会教育施設や「平泉の文化遺産」ガイダンス施設などの公共施設の整備が進められており、都市機能の充実が見込まれます。

4 本計画を達成するために必要な措置の概要

町土利用においては、公共の福祉を優先するとともに地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要があるため、以下の措置を実施します。

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用を図るとともに、国土利用計画全国計画、岩手県計画などの土地利用計画や、平泉町総合計画、都市計画、農業振興地域整備計画、景観計画との調整を通じ、適正な土地利用の確保と町土資源の適切な管理を図ります。

(2) 町土の保全と安全性の確保

① 自然災害への対応

地震や豪雨、暴風雪などの自然災害に対応するため、災害リスクの高い地域の把握・周知やインフラ施設の整備、維持管理の実施及び住宅の耐震化を推進するとともに、適正な町土利用への誘導を図ります。

② 自然生態系の活用等

森林の持つ町土保全機能等の向上を図るため、適切な管理のもと森林整備を推進し、町土の安全と自然環境の保全を推進します。

(3) 持続可能な町土の管理

均衡ある町土の発展を目指すため、自然環境の保全に配慮をしつつ、都市機能の集約化を進めるとともに、交通ネットワークの整備等により農村地域においても暮らしやすい環境づくりを推進します。

また、自然や歴史、文化など、各地域の特性を活かし、自然環境の保護・保全を図りながら、観光資源を生かした町土利用を推進します。

(4) 環境の保全と美しい町土の形成

① 低炭素社会の構築

太陽光などの再生可能エネルギーの導入や都市における緑地・水面等の効率的な配置、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築などによる地球温暖化対策を推進し、低炭素社会の構築を目指した土地利用を図ります。

また、二酸化炭素の吸収源となる森林の整備・育成を図り、都市の緑や里山の緑の適切な保全・整備を図ります。

② 循環型社会の形成

廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、不要なものを断る（リフューズ）、修理をして使用する（リペア）の5Rを一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムを形成するため、必要な用地の確保を図ります。

また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努めます。

③ 環境保全型農業の推進

環境と調和した農業を推進するため、環境への負荷を低減する生産技術の導入などにより、自然循環機能を維持・増進する農地の形成を推進します。

④ 町民の健康維持と生活環境の保全

社会活動や経済活動に起因する大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対しては、個別計画による規制等を通じ、町民の健康維持と生活環境の保全に努めます。

⑤ 水環境・水循環の保全

農地や森林の適切な維持管理や地下水の確保、水辺空間の保全を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環の構築を図ります。

また、公共下水道及び農業集落排水への接続や浄化槽の設置を推進し、生活排水や工場・事業所の排水による水環境への負荷削減を図り、水質保全に努めます。

⑥ 自然共生社会の実現

自然環境における健全な生態系の維持・回復を図るため、野生生物の生息・生育、自然環境、希少性などの観点から優れている自然については、一定の行為を規制すること等により適正な保全を図ります。

また、里山における野生鳥獣被害の防止のため、侵入防止柵の整備や鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進するとともに、人口減少に伴い利用されなくなった土地等については自然再生等により活用し、社会活動と自然との共生を図ります。

⑦ 良好な景観形成等の推進

歴史的・文化的な建築物や魅力ある街並みを後世に継承するため、景観計画や景観条例等によるルールづくりなど、地域が一体となった取組を推進します。

また、地域の特性を踏まえた計画的な取組を通じて、美しく良好な街並み景観や緑地・水辺景観の形成、二次的自然としての景観の維持・形成を図ります。

⑧ 環境影響評価等

良好な環境を確保するため、事業の実施前における環境影響評価の実施を実施するものとし、公共事業においては、検討段階において、事業の特性を踏まえた環境的側面の検討を行うことにより、自然環境の保全に取り組みます。

(5) 土地の有効利用の促進

① 農地

農業の担い手の育成・確保と農業生産の効率化を図るため、地域の合意に基づき、農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進するとともに、地域協働による農地の管理を支援します。

利用度の低い農地については、裏作作付けの積極的拡大など、有効利用を図るために必要な措置を講じます。

② 森林

森林の持つ多面的機能が高度に発揮されるよう、伐採樹齢の多様化や長伐期化、病虫害対策の強化などにより、適切な整備・保全を行います。

さらに、美しい景観や自然とのふれあい、癒しの場として、森林環境教育やレクリエーション利用などの総合的な利用を図ります。

③ 水面・河川・水路

自然の水質浄化作用や野生生物の多様な生息・生育環境の保全を図るため、下水道への接続と浄化槽の設置を推進し、水質の確保に努めます。

また、災害防止のため北上川を中心に治水事業を促進し、安全で多目的な利用を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や親水空間の形成を図ります。

④ 道路

道路空間の有効活用を図るとともに、道路緑化等の推進による、良好な道路景観の形成を図ります。

⑤ 宅地

住宅地については、町民のライフスタイルに対応した居住環境の整備を推進するとともに、人口減少、高齢化社会の進行状況を考慮し、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進します。

また、市街地における低未利用地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効活用を図ります。

工業用地については、地域社会との調和と公害防止の充実を図ることを前提とし、グローバル化への対応や産業の高付加価値化を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進めます。

その他の宅地（事務所・店舗用地や公共施設などの宅地）については、中心市街地における商業の活性化と良好な環境の形成に配慮しながら、空き店舗の有効活用と施設の長寿命化を推進し、秩序ある土地利用を図ります。

(6) 土地利用転換の適正化

土地利用の転換を図る場合には、その転換の可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を考慮して適正に行うこととします。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を考慮して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。

特に、自然的土地利用が減少している一方、低未利用地が増加していることを考慮して、その有効活用を通じて、自然的土地利用を維持することを基本とします。

① 農地

食料生産の確保、農業経営の安定、景観及び自然環境などに及ぼす影響に配慮し、無秩序な転用を抑制するとともに、優良農用地が確保されるよう十分留意しながら、計画的に周辺の土地利用との調整を図ります。

② 森林

災害の発生、環境の悪化など、森林の公益的機能の低下を防止することに十分配慮し、周辺の土地利用との調整を図ります。

③ 大規模な土地利用への転換

周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、町土の保全と安全性の確保、環境の保全などに配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図ります。

また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえるとともに、基本構想等の総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図ります。

④ 混在化の進行する地域

農地と宅地が混在している地域においては、都市計画制度や農業振興地域整備計画制度の適正な運用等により、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図ります。

(7) 町土に関する調査の推進

町土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査や自然環境や農地、都市計画などの基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用及び調査結果の普及・啓発を図ります。

(8) 計画の効果的な推進

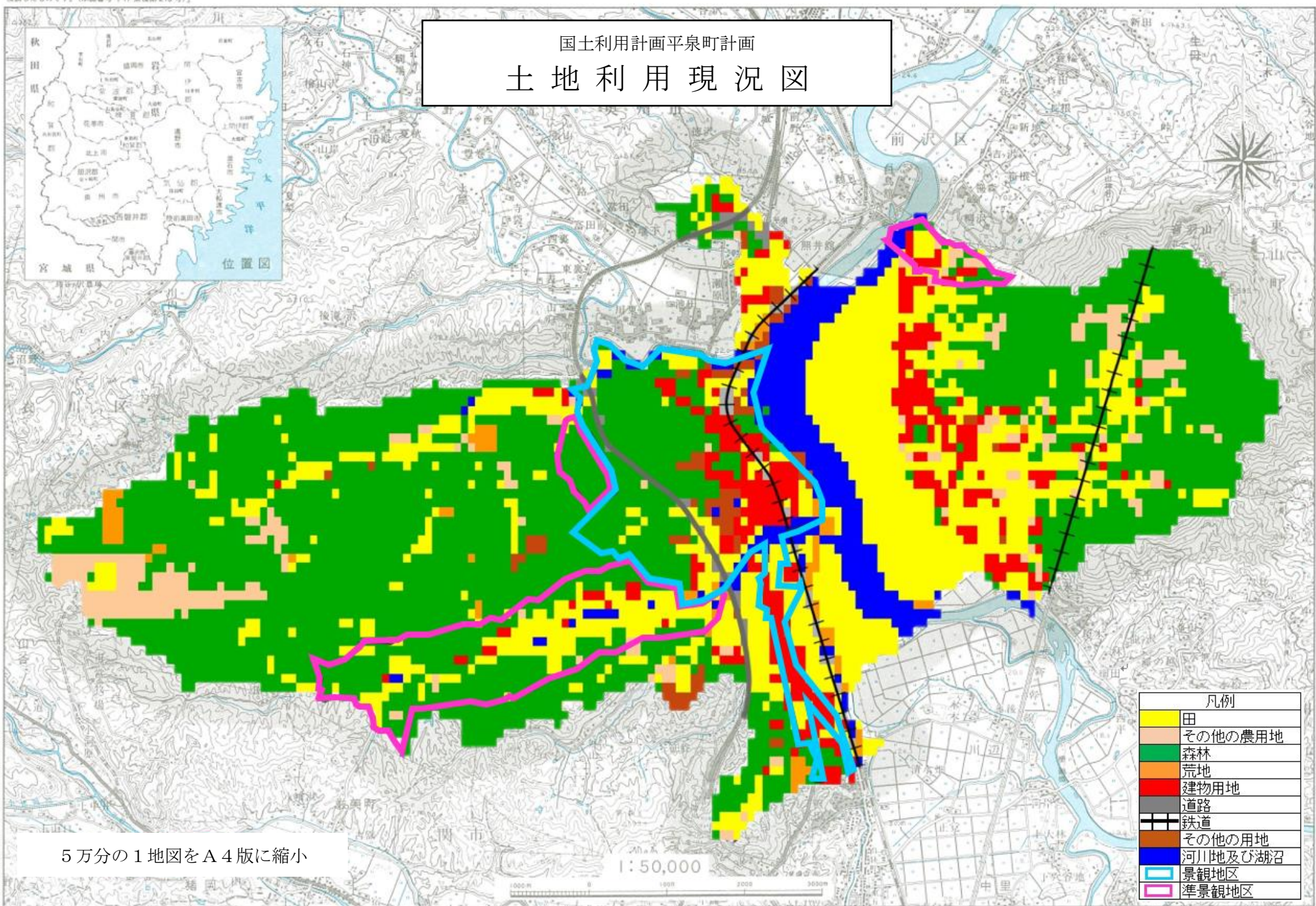
計画の推進に当たっては、各種指標等を活用し、町土利用の状況や分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達成するよう効果的な施策を講じます。

(9) 多様な主体との連携・協働による町土の有効利用

土地の所有者等による適切な管理、国や県、町による公的な役割に加え、地域住民、NPO、関係団体、事業者等の多様な主体による、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動などの直接的な参画を促進するとともに、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付などの間接的な町土管理につながる取組により、町土の有効利用を推進します。

【この地図は、国土地理院長の承諾を得て、同院発行の1:50,000地形図を複製したものです。〔承諾番号 平17 第復第 213 号〕】

国土利用計画平泉町計画 土地利用現況図



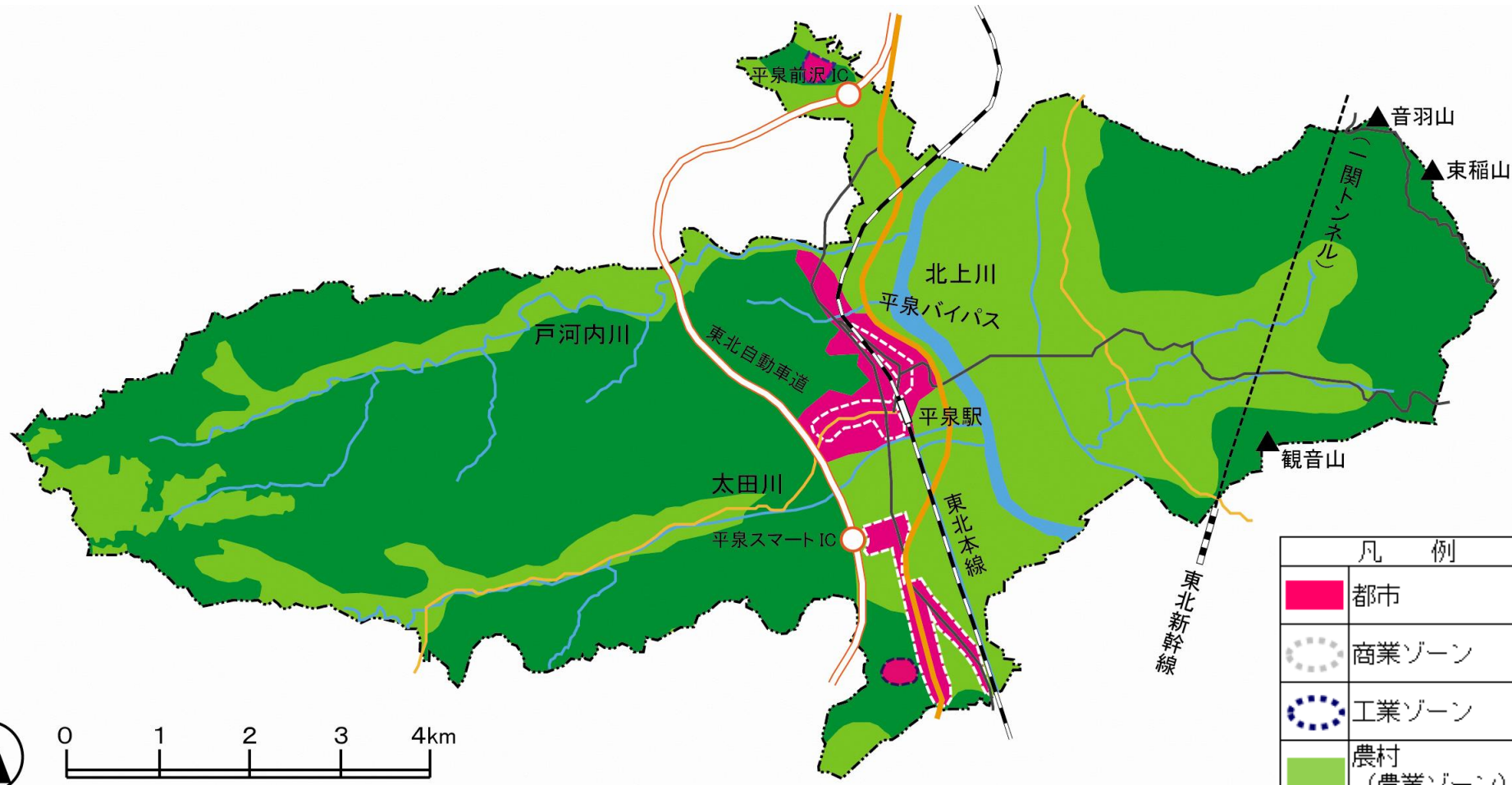
凡例	
田	田
その他の農用地	その他の農用地
森林	森林
荒地	荒地
建物用地	建物用地
道路	道路
鉄道	鉄道
その他の用地	その他の用地
河川地及び湖沼	河川地及び湖沼
景観地区	景観地区
準景観地区	準景観地区

5万分の1地図をA4版に縮小

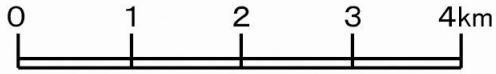
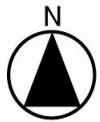
1:50,000



国土利用計画平泉町計画
土地利用構想図



凡 例	
	都市
	商業ゾーン
	工業ゾーン
	農村 (農業ゾーン)
	自然維持地域 (森林ゾーン)



参 考 资 料

(1) 町土の利用区分の定義

利用区分	定義	把握方法
農地	耕地の目的に供される土地	「作物統計調査」による「田」及び「畑」の合計面積
森林	国有林と民有林の合計	「岩手県林業の指標」による。
国有林	ア 林野庁所有国有林 森林法第2条第3項に規定する国有林のうち、林野庁が所管する森林。官行造林地（公有林野等官行造林法に基づき国が造林した分収林）を含む。 イ その他省庁所管国有林 森林法第2条第3項に規定する国有林のうち、林野庁所管以外の森林。	
民有林	森林法第2条第1項に定める森林であって同条第3項に定めるもの。	
原野等	森林外の草生地と採草放牧地の合計	「世界農林業センサス」及び「農林業センサス」による。
水面・河川・水路	水面、河川及び水路の合計	「水面」＋「河川」＋「水路」
水面	湖沼（人造湖及び天然湖沼）及びため池の満水時の水面	「天然湖沼」＋「人造湖」＋「ため池」 ア 天然湖沼 該当なし。 イ 人造湖 該当なし。 ウ ため池 町業務資料（ため池台帳）による。
河川	河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に定める河川区域	町業務資料（河川台帳等）による。
水路	農業用排水路	「田」の面積に都道府県ごとに把握している水路率を乗じる。
道路	一般道路、農道及び林道の合計。車道部（車道、中央帯及び路肩）、歩道部、自転車道部及び法面からなる。	「一般道路」＋「農道」＋「林道」
一般道路	道路法第2条第1項に定める道路	「高速自動車国道」＋「一般国道」＋「県道」＋「町道」 ア 高速自動車国道 町業務資料による。 イ 一般国道 水沢国道維持出張所資料による。 ウ 県道 一関土木センター資料による。 エ 町道 町業務資料（道路施設現況調査）による。
農道	農地面積に一定率を乗じた圃場内農道及び「町農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じた圃場外農道	「圃場内農道」＋「圃場外農道」 圃場内農道面積 ＝水田地域における圃場内農道面積（A） ＋畑地域における圃場内農道面積（B） A = （整備済水田面積×整備済水田の農道率）＋（未整備水田面積×未整備水田の農道率） B = （整備済畑面積×整備済畑の農道率）＋（未整備畑面積×未整備畑の農道率）

利用区分	定義	把握方法
		<p>農道率は実態にあった数値を採用するものとするが、算出が困難な場合は次の数値を標準とする。</p> <p>水田 整備済（区画 20 a 以上） 0.062 未整備 0.044</p> <p>畑 整備済 0.067 未整備 0.023</p> <p>圃場外農道面積 ＝「町農道台帳」の農道延長×一定幅員 圃場外農道は幅員 4 m 以上のものを対象とし、一定幅員は 8 m を標準とする。</p>
林道	国有林林道及び民有林林道のうち、林道規定第 4 条の自動車道	「岩手県林業の指標」による民有林林道延長に一定幅員（8 m）を乗じる。
宅地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地	「固定資産の価格等の概要調書」から把握した宅地面積に、非課税地籍（公務員官舎等）を加えたもの。
住宅地	住宅として機能する建物が存在している用地	「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積のうち「住宅用地」の「評価総地積」に「町営住宅用地」を合計したもの。県営住宅用地、公務員住宅用地は存在しない。
工業用地	工業統計調査における「工業用地（地域別統計表）」にいう「事業所敷地面積」を従業員 4 人以上の事業所敷地面積に補正したもの。	以下に掲げるア及びイの面積の合計である。 ア 従業員 30 人以上の事業所 「工業統計調査」による敷地面積 イ 従業員 4 人以上 29 人以下の事業所 町業務資料による。
その他の宅地	宅地面積から住宅地面積と工業用地面積を除いた土地。事務所、商業施設、公官庁用地など。	「宅地」－「住宅地」－「工業用地」
その他	町土面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたもの。	「町土面積」－「農地」－「森林」－「原野等」－「水面・河川・水路」－「道路」－「宅地」

(2) 主要指標の見通し

区分	実数			構成比 (%)		増減率 (%)
	単位	H27	R12	H27	R12	
1 総人口	人	7,868	6,241	100.0	100.0	△ 20.7
0～14歳	人	898	662	11.4	10.6	△ 26.3
15～64歳	人	4,222	2,936	53.7	47.1	△ 30.5
65歳以上	人	2,746	2,643	34.9	42.3	△ 3.8
年齢不詳	人	2	0	0.0	0.0	△ 100.0
2 世帯数	世帯	2,478	2,324	—	—	△ 6.2
3 就業者数	人	4,075	3,351	100.0	100.0	△ 17.8
第一次産業	人	584	437	14.3	13.0	△ 25.2
第二次産業	人	1,172	917	28.8	27.4	△ 21.8
第三次産業	人	2,313	1,997	56.8	59.6	△ 13.7
分類不能	人	6	0	0.1	0.0	△ 100.0

※平成27年の各項目の数値は、国勢調査による。

※令和12年の「1 総人口」の各数値は、第6次平泉町総合計画基本構想による。

(3) 利用区分ごとの規模の目標

(単位：ha、%)

区分	R1	R12	構成比		増減	比率 R12/R1
			R1	R12		
農地	1,430	1,373	22.6	21.7	△ 57	96.0
森林	3,086	3,084	48.7	48.7	△ 2	99.9
原野等	0	0	0.0	0.0	0	—
水面・河川・水路	319	317	5.0	5.0	△ 2	99.4
道路	447	460	7.0	7.2	13	102.9
宅地	257	262	4.1	4.1	5	101.9
住宅地	190	192	3.0	3.0	2	101.1
工業用地	12	14	0.2	0.2	2	116.7
その他の宅地	55	56	0.9	0.9	1	101.8
その他	800	843	12.6	13.3	43	105.4
合計	6,339	6,339	100.0	100.0	0	100.0

(4) 利用区別土地利用面積の推移 (H21~R1)

(単位 : ha)

区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
農地	1,510	1,510	1,510	1,500	1,500	1,480	1,470	1,470	1,440	1,430	1,430
森林	3,091	3,090	3,089	3,089	3,089	3,090	3,090	3,085	3,086	3,086	3,086
原野等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	322	322	322	322	321	321	320	320	319	319	319
道路	436	437	441	442	443	444	434	438	446	446	447
宅地	252	252	253	253	253	254	254	254	255	255	257
住宅地	187	187	188	189	189	189	190	190	190	190	190
工業用地	13	13	12	13	13	13	13	13	13	12	12
その他の宅地	52	52	53	51	51	52	51	51	52	53	55
その他	728	728	724	733	733	750	771	772	793	803	800
合 計	6,339	6,339	6,339	6,339	6,339	6,339	6,339	6,339	6,339	6,339	6,339

(5) 利用区別土地利用面積の推移 (構成比 : H21~R1)

(単位 : %)

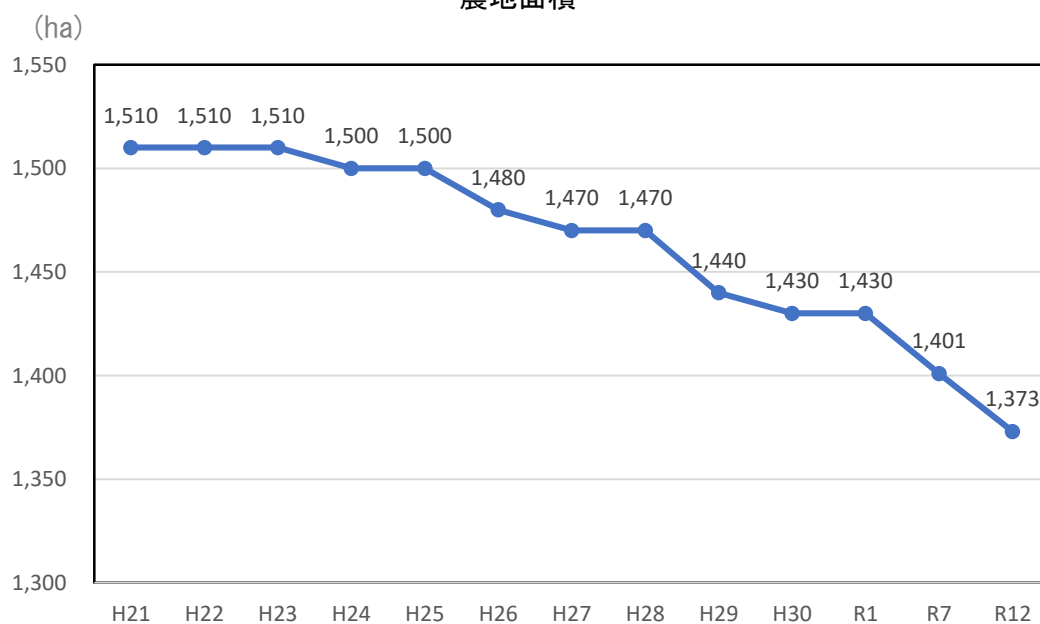
区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
農地	23.8	23.8	23.8	23.7	23.7	23.4	23.2	23.2	22.7	22.6	22.6
森林	48.7	48.7	48.7	48.7	48.7	48.7	48.7	48.7	48.7	48.7	48.7
原野等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水面・河川・水路	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.0	5.0	5.0	5.0
道路	6.9	6.9	7.0	7.0	7.0	7.0	6.8	6.9	7.1	7.0	7.0
宅地	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.1
住宅地	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
工業用地	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
その他の宅地	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9
その他	11.5	11.5	11.4	11.5	11.5	11.8	12.2	12.2	12.5	12.7	12.6
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(6) 農地面積の推移と目標

年 度	農地面積 (ha)	町面積 (ha)	町面積に 占める割合 (%)	人 口 (人)	人口1人 当たり 農地面積 (a/人)
H21	1,510	6,339	23.8	8,577	17.6
H22	1,510	6,339	23.8	8,439	17.9
H23	1,510	6,339	23.8	8,301	18.2
H24	1,500	6,339	23.7	8,239	18.2
H25	1,500	6,339	23.7	8,205	18.3
H26	1,480	6,339	23.4	8,117	18.2
H27	1,470	6,339	23.2	8,005	18.4
H28	1,470	6,339	23.2	7,886	18.6
H29	1,440	6,339	22.7	7,780	18.5
H30	1,430	6,339	22.6	7,643	18.7
基準年次 R1	1,430	6,339	22.6	7,485	19.1
参考年次 R7	1,401	6,339	22.1	6,857	20.4
目標年次 R12	1,373	6,339	21.7	6,241	22.0

※人口は、住民基本台帳人口（H21からH24までは3月31日現在、H25以降は1月1日現在）による。
 ※R7とR12の人口は、第6次平泉町総合計画の数値。

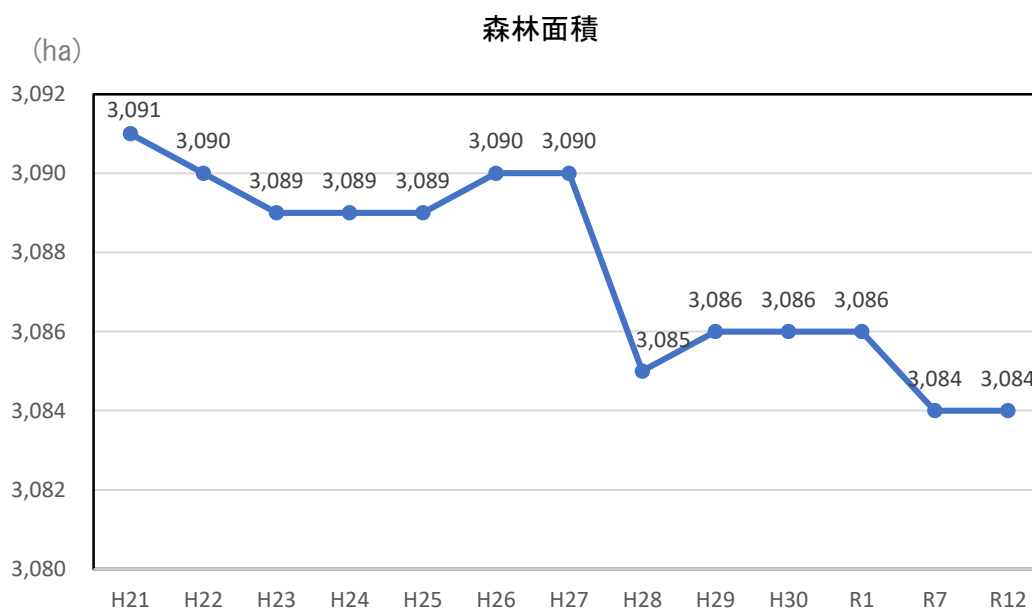
農地面積



(7) 森林面積の推移と目標

年 度	森林面積 (ha)	町面積 (ha)	町面積に 占める割合 (%)	人 口 (人)	人口1人 当たり 森林面積 (a/人)
H21	3,091	6,339	48.7	8,577	36.0
H22	3,090	6,339	48.7	8,439	36.6
H23	3,089	6,339	48.7	8,301	37.2
H24	3,089	6,339	48.7	8,239	37.5
H25	3,089	6,339	48.7	8,205	37.6
H26	3,090	6,339	48.7	8,117	38.1
H27	3,090	6,339	48.7	8,005	38.6
H28	3,085	6,339	48.7	7,886	39.1
H29	3,086	6,339	48.7	7,780	39.7
H30	3,086	6,339	48.7	7,643	40.4
基準年次 R1	3,086	6,339	48.7	7,485	41.2
参考年次 R7	3,084	6,339	48.7	6,857	45.0
目標年次 R12	3,084	6,339	48.7	6,241	49.4

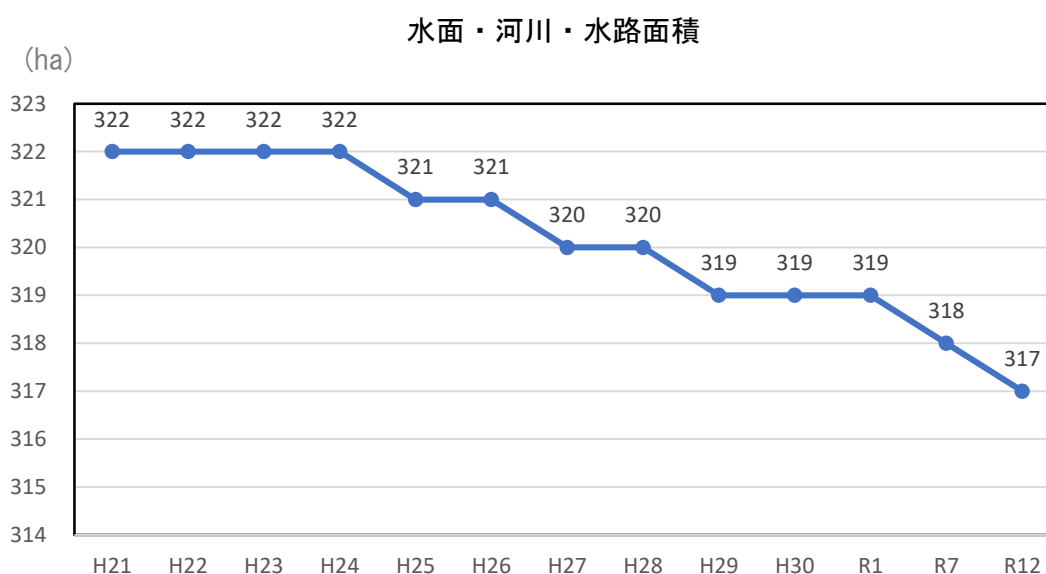
※人口は、住民基本台帳人口（H21からH24までは3月31日現在、H25以降は1月1日現在）による。
 ※R7とR12の人口は、第6次平泉町総合計画の数値。



(8) 水面・河川・水路面積の推移と目標

年 度	水面・河川 ・水路面積 (ha)	町面積 (ha)	町面積に 占める割合 (%)	人 口 (人)	人口千人当たり 水面・河川 ・水路面積 (ha/千人)
H21	322	6,339	5.1	8,577	37.5
H22	322	6,339	5.1	8,439	38.2
H23	322	6,339	5.1	8,301	38.8
H24	322	6,339	5.1	8,239	39.1
H25	321	6,339	5.1	8,205	39.1
H26	321	6,339	5.1	8,117	39.5
H27	320	6,339	5.1	8,005	40.0
H28	320	6,339	5.0	7,886	40.6
H29	319	6,339	5.0	7,780	41.0
H30	319	6,339	5.0	7,643	41.7
基準年次 R1	319	6,339	5.0	7,485	42.6
参考年次 R7	318	6,339	5.0	6,857	46.4
目標年次 R12	317	6,339	5.0	6,241	50.8

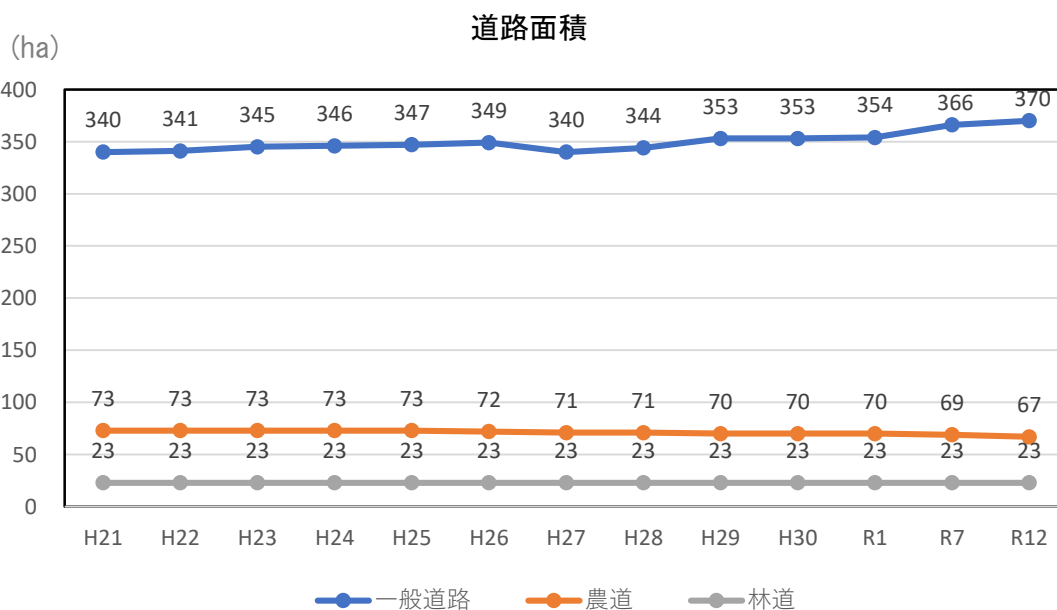
※人口は、住民基本台帳人口（H21からH24までは3月31日現在、H25以降は1月1日現在）による。
 ※R7とR12の人口は、第6次平泉町総合計画の数値。



(9) 道路面積の推移と目標

年 度	道路面積				町面積 (ha)	町面積に 占める合 割 (%)	人 口 (人)	人口千人 当たり 道路面積 (ha/千人)
	一般道路 (ha)	農道 (ha)	林道 (ha)	計 (ha)				
H21	340	73	23	436	6,339	6.9	8,577	50.8
H22	341	73	23	437	6,339	6.9	8,439	51.8
H23	345	73	23	441	6,339	7.0	8,301	53.1
H24	346	73	23	442	6,339	7.0	8,239	53.6
H25	347	73	23	443	6,339	7.0	8,205	54.0
H26	349	72	23	444	6,339	7.0	8,117	54.7
H27	340	71	23	434	6,339	6.8	8,005	54.2
H28	344	71	23	438	6,339	6.9	7,886	55.5
H29	353	70	23	446	6,339	7.1	7,780	57.3
H30	353	70	23	446	6,339	7.0	7,643	58.4
基準年次 R1	354	70	23	447	6,339	7.0	7,485	59.7
参考年次 R7	366	69	23	458	6,339	7.2	6,857	66.8
目標年次 R12	370	67	23	460	6,339	7.2	6,241	73.7

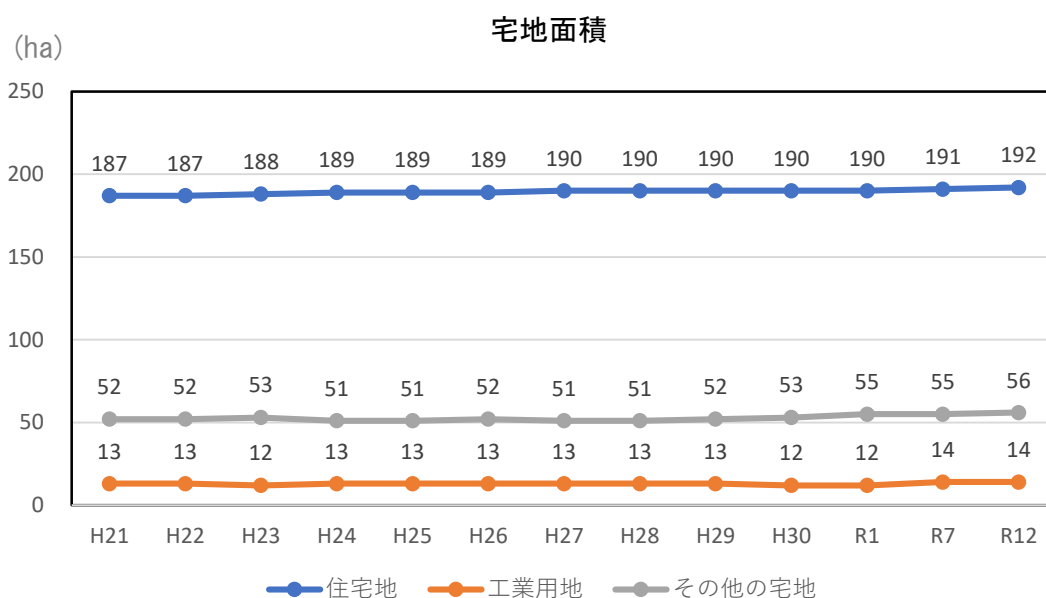
※人口は、住民基本台帳人口（H21からH24までは3月31日現在、H25以降は1月1日現在）による。
 ※R7とR12の人口は、第6次平泉町総合計画の数値。



(10) 宅地面積の推移と目標

年 度	宅地面積				町面積 (ha)	町面積に 占める 割合 (%)	人 口 (人)	人口1人 当たり 宅地面積 (m ² /人)
	住宅地 (ha)	工業用地 (ha)	その他 の宅地 (ha)	計 (ha)				
H21	187	13	52	252	6,339	4.0	8,577	293.8
H22	187	13	52	252	6,339	4.0	8,439	298.6
H23	188	12	53	253	6,339	4.0	8,301	304.8
H24	189	13	51	253	6,339	4.0	8,239	307.1
H25	189	13	51	253	6,339	4.0	8,205	308.3
H26	189	13	52	254	6,339	4.0	8,117	312.9
H27	190	13	51	254	6,339	4.0	8,005	317.3
H28	190	13	51	254	6,339	4.0	7,886	322.1
H29	190	13	52	255	6,339	4.0	7,780	327.8
H30	190	12	53	255	6,339	4.0	7,643	333.6
基準年次 R1	190	12	55	257	6,339	4.1	7,485	343.4
参考年次 R7	191	14	55	260	6,339	4.1	6,857	379.2
目標年次 R12	192	14	56	262	6,339	4.1	6,241	419.8

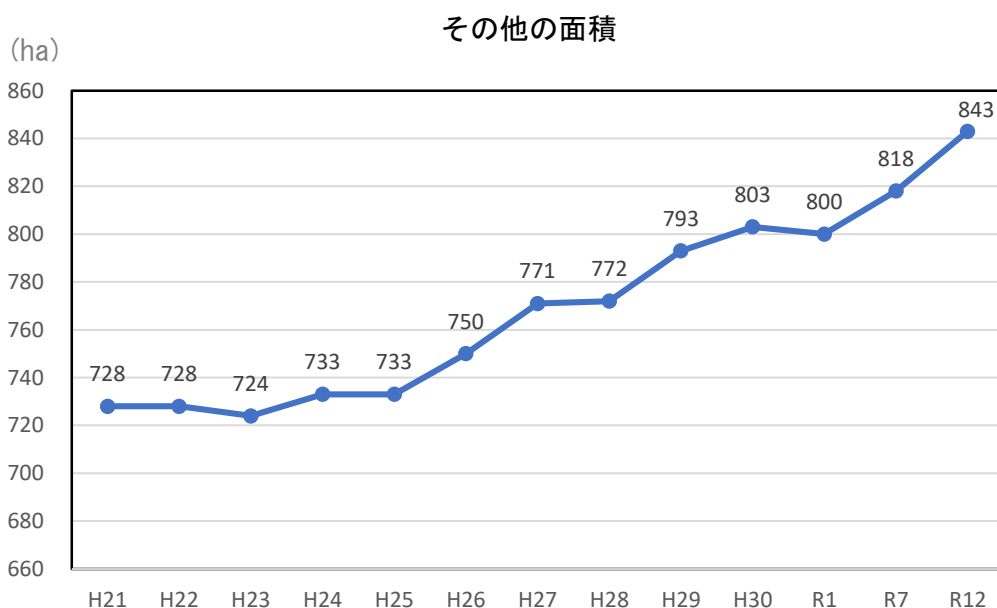
※人口は、住民基本台帳人口（H21からH24までは3月31日現在、H25以降は1月1日現在）による。
 ※R7とR12の人口は、第6次平泉町総合計画の数値。



(11) その他の面積の推移と目標

年 度	その他の面積 (ha)	町面積 (ha)	町面積に 占める割合 (%)	人 口 (人)	人口千人 当たり その他面積 (ha/千人)
H21	728	6,339	11.5	8,577	84.9
H22	728	6,339	11.5	8,439	86.3
H23	724	6,339	11.4	8,301	87.2
H24	733	6,339	11.5	8,239	89.0
H25	733	6,339	11.5	8,205	89.3
H26	750	6,339	11.8	8,117	92.4
H27	771	6,339	12.2	8,005	96.3
H28	772	6,339	12.2	7,886	97.9
H29	793	6,339	12.5	7,780	101.9
H30	803	6,339	12.7	7,643	105.1
基準年次 R1	800	6,339	12.6	7,485	106.9
参考年次 R7	818	6,339	12.9	6,857	119.3
目標年次 R12	843	6,339	13.3	6,241	135.1

※人口は、住民基本台帳人口（H21からH24までは3月31日現在、H25以降は1月1日現在）による。
 ※R7とR12の人口は、第6次平泉町総合計画の数値。



(12) 地目転換マトリックス表 (R1~R12)

(単位:ha)

区分	R1 (現況)	R12 (目標)	増加	減少	増減	農地	森林	原野等	水面・河川 ・水路	道路	宅地	その他	合計
農地	1,430	1,373	0	57	△ 57					13	3	41	57
森林	3,086	3,084	0	2	△ 2						2		2
原野等	0	0	0	0	0								0
水面・河川 ・水路	319	317	0	2	△ 2							2	2
道路	447	460	13	0	13								0
宅地	257	262	5	0	5								0
その他	800	843	43	0	43								0
合計	6,339	6,339	61	61	0	0	0	0	0	13	5	43	

農地からの転換

57ha (道路へ 13ha、宅地へ 3ha、その他へ 41ha)

森林からの転換

2ha (宅地へ 2ha)

水面・河川・水路からの転換

2ha (その他へ 2ha)